

主要国における 24/7 即時振込導入と決済サービスの高度化

決済機構局 渡邊二沙子、柳井聡史

Bank of Japan Review

2017年3月

近年、夜間や休日を含め1年365日、1日24時間いつでも振込が可能となり、また、資金を受け取った側が、速やかに資金を利用できる「24/7 即時振込」を導入する取り組みが多く主要国で進められている。また、このような取り組みとあわせて、情報伝達や情報保護に受取人のインセンティブを活用する「支払リクエスト」の導入や、さらには金融 EDI の導入など、さまざまな新しい取り組みも進められている。これらは、新しい情報技術を決済インフラの革新につなげていくイニシアチブとして、理論面・技術面から興味深いものであり、日本の決済インフラを向上させていく上でも参考になるものと考えられる。

はじめに

近年、夜間や休日を含め1年365日、1日24時間いつでも銀行口座間の振込（受取人口座への入金）を可能とし、また、送金後直ちに受け取った相手方が資金を利用できる「24/7 即時振込」を導入する取り組みが、多くの主要国で進められている。このような取り組みは、情報技術の発展や経済活動の多様化（e コマースの発達や夜間や休日の経済取引の増加等）に伴う新たな送金ニーズ、銀行間振込とその他の支払決済手段との競争激化などを背景としている。ちなみに、BIS・CPMI¹に参加している主要24か国・地域の取り組み状況を見ると、既に11か国が「24/7 即時振込」や類似のサービスを導入している。さらに現在、日本を含む8か国・地域が、このようなサービスの導入に向けた準備を進めている（図表1）。

これらの国々の動向をやや詳しくみると、日本では、「資金を受け取る側が、資金を速やかに利用できる」という意味での「即時振込」は、各国に先駆けて70年代から実現されていた。そのうえで、現在は1年365日、1日24時間振込可能な「24/7 振込」の実現に向けた取り組みが進められている状況にある。

これに対し、その他の多くの国々では、近年になって「即時振込」と「24/7 振込」を同時に一気

に実現させる大規模な取り組みが行われていることが特徴といえる。また、このような大規模な決済インフラの革新にあわせて、さまざまな付加価値サービスの実現に向けた取り組みが行われる事例も目立っている²。

【図表1】
24/7 即時振込の導入国および導入予定国

年	国名(システム名)
2001	韓国 (Electronic Banking System)
2006	南アフリカ (Real-Time Clearing)
2007	韓国 (CD/ATM System)
2008	英国 (Faster Payments Service)
2010	中国 (Internet Banking Payment System)
	インド (Immediate Payment Service)
2012	スウェーデン (BiR/Swish)
2013	トルコ (BKM Express)
2014	イタリア (Jiffy - Cash in a flash)
	シンガポール (Fast And Secure Transfers)
2015	スイス (Twint)
	メキシコ (SPEI)
2017	豪州 (New Payments Platform)
	欧州SEPA圏 (SCT Inst)
2017/2018	サウジアラビア (Future Ready ACH)
2018	香港
	日本 (全銀モアタイム)
2019	オランダ
時期未定	ベルギー
	米国

(出所) Committee on Payments and Market Infrastructures, "Fast payments - Enhancing the speed and availability of retail payments," November 2016.

このような付加価値サービスの中でも、とりわけ「支払リクエスト」の導入は、支払決済にとって必要不可欠な「情報の伝達」や「情報の保護」において、受取人のインセンティブを活用していく取り組みとして興味深い。また、このような支払リクエストを活用する形での金融EDIの実現や、携帯電話番号宛て送金の導入に向けた取り組みも行われている。そこで以下では、これらの付加価値サービスについて紹介する。

「支払リクエスト」の概要と機能

（支払人起動と受取人起動）

手形・小切手の取り立てや公共料金などの口座からの自動引落（口座引落）などを除けば、現在、多くの支払決済は「支払人起動」の形で行われている。これは支払人側にとっては、予期しない形で自らの口座残高が減少することを防げるメリットがあるが、一方で以下のような論点もある。

- ①通常の金融環境下では、支払人は支払のタイミングをなるべく遅らせるインセンティブが働きやすいため、支払決済は全体として後ろ倒しになっていきやすくと考えられる。
- ②支払決済に関する情報を保護する（つまり、忘れない・間違えない）強いインセンティブを有しているのは、支払側ではなく受取側である（仮に、「AはBに〇円払う」といった情報が失われれば、Aは得をしBは損をする）。

この点、「支払人起動」を基本とするインフラにおいても、支払決済を先に進めたり、支払決済にかかる情報を保護するための対応策を考えていくことは可能である。例えば、支払決済を先に進める観点からは、（イ）市場慣行を通じて、関係者が支払指図を早めに発出するプラクティスを共有する、（ロ）決済インフラ内に、「待ち行列」など、支払側が早めに支払指図を発出しても残高不足を心配しなくても良い仕組みを設ける、などの方策が採用されてきている。

もっとも、これらの問題に対するより抜本的な対応としては、支払決済スキームの中に、「受取人起動」の仕組みを組み込むことが考えられる。この考え方は決して新奇なものではなく、例えば手形・小切手は、資金を受け取る側が支払決済に関する情報を守ろうとするインセンティブを活

かしたスキームとみることも可能である。

一方で、「受取人起動」の仕組みを組み込む場合、支払側にとって予期せぬ形で口座残高が減少し支払不能に陥るといった事態を避ける必要がある。現在、海外で導入が検討されている「支払リクエスト（Request to pay）」は、まさに、受取人起動のメリットを活かしつつ、支払側にとって予期しない形で残高減少を防ぐことも可能とする仕組みと捉えられる。

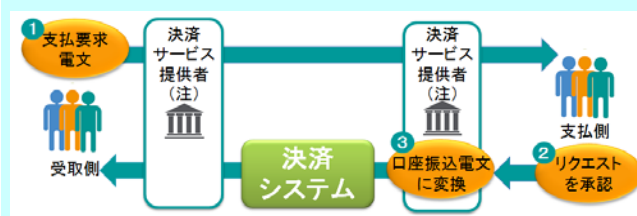
（支払リクエストの概要とメリット）

「支払リクエスト」は、現在、企業間（B2B）や個人対企業（P2B）、さらには個人間（P2P）の支払を対象とした24/7即時振込の付加価値サービスとして、英国、米国、欧州（ユーロ圏）で検討が進められている。

支払リクエストでは、以下のようなプロセスにより決済が行われる（図表2）。

- ①まず、資金の受取側は、自らの口座情報・支払金額・支払期限・取引内容等の情報を含んだ「支払要求電文」を作成し、支払側に送信する。
- ②支払側は、「支払要求電文」の内容を確認のうえ、支払を承認するか拒否するかを選択し、承認する場合には、支払タイミング（即時・後日・分割等）を選択する。
- ③支払側の承認を受けた「支払要求電文」は、支払側の決済サービス提供者（銀行等）で支払側から受取側宛ての「振込電文」に変換され、通常の口座振込のプロセスに基づき、振込が行われる。

【図表2】支払リクエストの主な流れ
（支払要求電文は決済サービス提供者間で直接授受）



（注）銀行、ノンバンク（中間業者）等。
（出所）Payments UK, “A vision for World Class Payments in the UK – A focus on a Request to Pay capability for customers and businesses,” March 2016.

この支払リクエストには、以下のような実務上のメリットが指摘されている。

(イ) 支払側・受取側双方にとって、「この支払は何のためのものか」といった情報は有益であるが、「支払リクエスト」では、こうした情報を受取側が入力することになる。すなわち、支払決済に関する情報の保護に関し、受取側のインセンティブが最大限活用されている。これは、後述する「金融 EDI」の実現にとってもメリットがある（すなわち、受取側は、自らが支払要求電文に添付した情報を用いて、入金内容の消込作業を効率化することが可能となる）。

(ロ) 「受取側の口座情報等の誤入力」といったリスクについても、受取側は、そうした情報を正確に入力する強いインセンティブを有するため、誤振込リスクの削減にも資する。

(ハ) 支払側にとっても、口座引落と比べれば「支払リクエスト」の方が、支払のタイミングを一定の範囲内でコントロールできる余地がある。また、支払前に支払の趣旨を確認してから支払えるといったメリットもある。加えて、支払人起動型の口座振込と比べ、「支払を失念し支払期日を経過してしまう」といった事態も回避できる。すなわち、支払リクエストは、口座引落と口座振込の双方の長所を活用し、欠点を補おうとする仕組みとも捉えられる（図表 3）。

(ニ) 受取側が、別途送付済の支払請求のリマインド（催促）として支払リクエストを利用したり、早期の支払には割引を提示する等、支払リクエストを、さまざまなビジネスの手段として活用することも考えられる。

一方で、支払リクエストには固有のコストが発生する面もある。例えば、口座引落と比べ、支払リクエストでは、受取側が一件一件、支払側に支払請求を送る必要がある。したがって支払リクエストは、継続的な請求（公共料金、クレジットカードの請求等）よりも、一回限りの取引において、そのメリットが発揮されやすいと考えられる。

また、支払リクエストには「支払請求を受けた支払側が良く考えずに払ってしまう」といったリスクも考えられる。したがって、不正請求や振込

め詐欺等の悪用防止の取り組みも重要となる。

【図表 3】各サービスの特徴

	口座振込	口座引落	支払リクエスト
支払の起動／タイミング	支払側	受取側	受取側と支払側のハイブリッド
ワンタイム取引	可	不可	可
定例取引	不可	可	可
口座情報・金額の入力	支払側	受取側	受取側
支払エラー発生リスク	口座・金額情報の誤入力	支払人の残高不足	左記はなし
安全性・セキュリティリスク	口座・金額情報の誤入力による誤振込リスク	不正引落リスク、事務ミスによる過剰・二重引落リスク	左記はなし（振り込め詐欺等への悪用リスクはあり）
ペナルティなど	誤振込による振込金の回収不能、過失による支払期限の経過	残高不足による延滞金の発生	左記はなし

（出所）Steve Ledford and Michael J. Thomas, “Request for payment: Building block for payments transformation,” *Journal of Payments Strategy & Systems*, Vol.10, No.3 2016, pp.238-244, 29 July 2016.を基に作成。

このような支払リクエストに類似する仕組みは、国内外において、既に一部の銀行やノンバンクの決済サービス提供者（FinTech 企業等）によって提供されているものもある。もっともこれらは、サービスのネットワークが限られていることが多く「いつでもどこでも誰とでも」といった「ユビキタス性」を備えているとは言い難い。また、こうしたサービスがクレジットカードのネットワークを利用している場合は、「24/7 即時振込」のような「即時性」にも欠けるケースが多い。

こうした中、現在、英国や米国、欧州（ユーロ圏）等で、「24/7 即時振込」の導入とあわせた、「ユビキタス性」を備えた支払リクエストの導入が検討されている。以下では、英国および米国の取り組みを紹介する。

（英国での取り組み状況）

英国では、決済に関わる企業を幅広く含む業界団体である“Payments UK”が、「ユビキタスな支払リクエストの導入」を英国の決済戦略の一つとして掲げている。また、このような支払リクエストを実現する方法としては、支払要求電文を決済システムを介さず、決済サービス提供者（銀行等）の間で直接授受するスキームが検討されている（前出図表 2）。

さらに英国では、2020 年までに現行の 24/7 即

時振込システム（FPS）、T+2の口座振込・引落システム（Bacs）、小切手交換システム（C&CCC）を統合し、新設する決済プラットフォーム（Simplified Payments Platform：SPP）に移行させることが計画されている³。この中で、支払リクエストは既存システムだけでなく、新たに構築されるSPPにおいても導入することが計画されている。

英国では今後、支払リクエストを実現するために必要となる業界標準や規則が策定されていく予定である。

（米国での取り組み状況）

米国では現在、銀行間振込のインフラ機能を果たしているTCHが、24/7即時振込を実現するための新システム構築を計画している。この中でTCHは、この新システムに支払リクエスト（米国では“Request for Payment”と呼称）の機能を組み込むべく、具体的な検討を始めている。支払リクエストの実現方法としては、英国とは異なり、支払要求電文を（受取側と支払側で直接やり取りするのではなく）決済システムを通じて授受する方法が検討されている（図表4）。

【図表4】支払リクエストの主な流れ
（支払要求電文は決済システムを経由）



（注）銀行、ノンバンク（中間業者）等。

（出所）The Clearing House, “U.S. Real-Time Payments Business Playbook Version1.03,” March 2016.

「金融EDI」の概要と機能

（金融EDIのメリット）

通常、口座振込において支払側から受取側に伝達される情報は、入金額や支払側の名義、口座情報に限られている。このため、資金の受取側が、「この入金はどういった取引に伴うものか」を特定することは必ずしも容易ではない。このため、とりわけ企業間（B2B）の振込においては、資金を受け取る側の企業が、入金される金額と、別途管理している請求データを照合し、売掛金を消込

む作業を、コストをかけて行っていることが多い。

この点、口座振込に伴って、資金の受取企業に対して、入金に関連する請求データ等の「商流情報」も送付されるようになれば、上述のような売掛金の消込に伴うコストを低減できると考えられる。一方で、支払側の企業にとっては、振込に伴って商流情報が送付されることのメリットを受けるのは主に受取側の企業であるため、敢えてコストをかけて商流情報の送付を行うことに躊躇しがちとなるという問題があった。

このような問題は、日本でも海外でも長年の課題とされてきたが、米国、英国、欧州（ユーロ圏）では、「24/7即時振込」という大規模なインフラ構築にあわせて、決済電文と商流情報をリンクさせた形で送付することを可能とする「金融EDI⁴」を実現するインフラも一気に整備しようとする動きがみられている。以下では、これらの国々の取り組みを紹介する。

（米国での取り組み状況）

米国では現在、中央銀行である連邦準備制度（Federal Reserve System）の主導により、24/7即時振込の実現に向けた官民協同のプロジェクトが進められている。すなわち、2015年5月にFaster Payments Task Forceと呼ばれる協議体が設置され、2016年2月には、将来の24/7即時振込システムが満たすべき機能・要件が有効性基準として設定された。そのうえで、この有効性基準を満たすソリューションの提案を民間から募るアプローチが実施されている。この有効性基準の対象分野は、ユビキタス性、効率性、安全性などであるが、この中には、「金融EDIの実現」も含まれている。

また米国では、“Business Payments Coalition⁵”と呼ばれる協議体を通じて、金融EDIの実現に向けた民間主導の取り組みも進められている。この中では、「電子請求書」の標準化をはじめ、請求から売掛金の消込に至るまでの事務をSTP（Straight-Through-Processing）化することによる、金融EDIの推進が目指されている⁶。

これらの動きを受け、前述のように24/7即時振込システムの構築を進めているTCHは、支払リクエストについて、特に金融EDI実現の観点から注目している。

すなわち、米国で検討されている支払リクエストにおいては、資金を受け取る側の企業が、「電子請求書」を兼ねた支払要求電文を支払側に送付することになる。この支払要求電文には、①請求金額、②請求額の裏付けとなる ID（例えば、請求書番号）、③追加情報（例えば、請求書や請求書のリンク）、④受取側の口座番号を最低限含めることとされている。この支払要求電文を受けて、支払側から送信される振込電文には受取側企業自身が入力した付随情報がすべて含まれているため、受取側における消込業務は STP で自動的に完了することになる。いわばこのスキームは、売掛金消込事務の合理化等にとってメリットとなる商流情報を、実質的には支払側ではなく受取側に入力させる仕組みとみることができる。

このような金融 EDI を可能とするスキームを組み込むことで、現状ではなお小切手が利用されることが多い企業間（B2B）決済について、24/7 即時振込の利用が進むことが期待されている⁷。

（英国での取り組み状況）

英国では、前述の“Payments UK”や、「決済システム戦略フォーラム⁸」と呼ばれる業界横断的な協議体を中心となり、24/7 即時振込システム（FPS）を含むすべての決済システム⁹を対象に、金融 EDI（英国では Enhanced data と呼称）を推進する取り組みが進められている¹⁰。

こうした付随情報を取得し、自動的に売掛金の消込まで完了させるスキームが検討されている（図表 5）。今後は、前述の「決済システム戦略フォーラム」が主導する形で、このようなスキームの実現に向けて、必要な業界標準や規則を策定していく予定である¹¹。

（ユーロ圏での取り組み状況）

欧州（ユーロ圏）では、欧州中央銀行（ECB）が議長を務める「ユーロ・リテール決済委員会（ERPБ）¹²」が中心となり、欧州全域をカバーする 24/7 即時振込（instant SEPA Credit Transfer Scheme <SCT Inst>）について、2017 年 11 月の開始に向けた準備が進められている。

欧州では、一部には国内での 24/7 即時振込が導入されている国もあるため、SCT Inst の実現に当たっては、欧州を広くカバーする「共通ルール」を設けた上で、清算・決済に関しては複数のインフラが競合して提供することが想定されている¹³。SCT Inst が実現すれば、欧州内（SEPA 域内）において、国境を跨いだ 24/7 即時振込が可能となる。

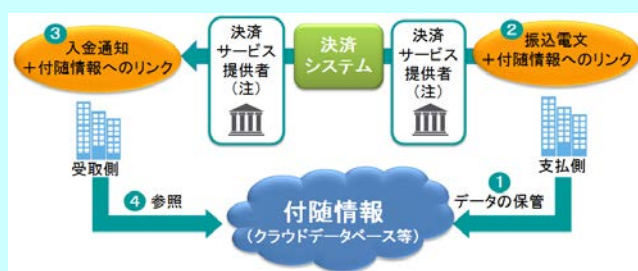
また、ERPБ は、欧州全域をカバーする形で相互運用が可能な、いわば「ユビキタス性」のある金融 EDI（ユーロ圏では、Electronic Invoice/Bill Presentment & Payment<EIPP/EBPP>と呼称）を実現するため、決済関連の業務規則や技術標準に関する基準の策定に取り組むことも決定している¹⁴。これを受けて、2017 年 11 月の ERPБ 会合に基準案が提出される予定である。

この ERPБ が想定する金融 EDI も、支払リクエストと組み合わせることが企図されている。すなわち、ERPБ は、上記 SCT Inst をベースとしたうえで、金融 EDI と支払リクエストを組み合わせることで、より付加価値の高い支払決済サービスを提供することを検討している。

金融 EDI の具体的な実現方法としては、複数の「電子請求書」のプラットフォームの相互運用を通じて、支払要求電文を授受する方法が検討されている。すなわち、資金の受取側の企業がプラットフォームに請求情報を送信すると、電子請求書と支払要求電文（電子請求書から決済に必要な情報のみを抽出したもので、請求書へのリンクが含まれる）が自動的に作成される。支払側は、このプラットフォームにアクセスし、電子請求書を開

【図表 5】

英国版「金融 EDI (Enhanced Data)」構想



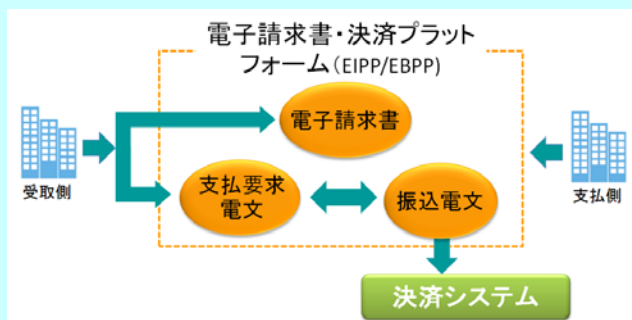
(注) 銀行、ノンバンク（中間業者）等。

(出所) Payments UK, “A vision for World Class Payments in the UK – A focus on Enhanced Data with payments,” March 2016.

金融 EDI の実現方法としては、支払側が付随情報（請求情報等）をあらかじめクラウドデータベース等に保管しておき、決済電文にこれらの付随情報へのリンク情報を添付したうえで、受取側の企業は、入金電文の受信と同時に社内システムで

覧したり、支払要求電文の承認を行うことができるという仕組みが考えられている（図表 6）。これも、金融 EDI を実現する上で、必要な商流情報の入力を実質的には受取側の企業に行わせる仕組みと捉えることができる。

【図表 6】欧州版「金融 EDI」構想



（出所）Euro Retail Payments Board, “Report from the ERPB Working Group on E-invoicing solutions related to retail payments,” November 2016.

携帯電話番号宛て送金の概要

（24/7 即時振込と携帯電話番号宛て送金）

24/7 即時振込を導入している多くの国・地域では、これに付加されるサービスとして、「携帯電話番号宛て送金」のサービスが提供されている。

例えば、既にお互いの携帯電話番号を知っている個人間（P2P）で口座振込を行う場合、支払側が受取側の口座情報を入力し、ATM やインターネットバンキング上で口座情報を入力するのは手間がかかるうえ、「携帯電話番号は教えても良いが、口座情報までは教えたくない」と考えるユーザーも存在するかもしれない。この点、口座情報と携帯電話番号をシステム上で紐付ける携帯電話番号宛て送金サービスが導入されれば、携帯電話やスマートフォンを通じて受取側の携帯電話番号を選択するだけで振込が可能となる。こうしたサービスが既に導入されている国々では、このような振込が現金の代替手段として、個人間の支払（食事代の事後精算）や、送金（誕生日のお祝い金）などに利用されているケースが多いとされている。

（海外における携帯電話番号宛て送金サービス）

例えば、2014 年に 24/7 即時振込が導入されたシンガポールでは、国民間のサービス普及を進めるため、銀行協会が中心となって、簡易アドレス

宛て（携帯電話番号、メールアドレス、国民 ID や SNS アカウント）の 24/7 即時振込サービスの提供に向けた準備が進められている。

さらに、今後、24/7 即時振込が導入される予定の欧州（SCT Inst）や豪州（NPP）においても、付加価値サービスとして、携帯電話番号宛て送金サービスの導入が予定されている（図表 7）。

【図表 7】

携帯電話番号宛て送金が可能な各国システム

国名(システム名)
南アフリカ (Real-Time Clearing)
英国 (Faster Payments Service)
インド (Immediate Payment Service)
スウェーデン (BiR/Swish)
トルコ (BKM Express)
イタリア (Jiffy - Cash in a flash)
スイス (Twint)
メキシコ (SPEI)
シンガポール (Fast And Secure Transfers)
豪州 (New Payments Platform)
欧州SEPA圏 (SCT Inst)
サウジアラビア (Future Ready ACH)
香港

（出所）Committee on Payments and Market Infrastructures, “Fast payments - Enhancing the speed and availability of retail payments,” November 2016.

結びにかえて

24/7 即時振込は、それ自体、支払決済の利便性向上を通じて、経済社会に大きな便益をもたらし得るものといえる。同時に、24/7 即時振込は、いわゆる FinTech 型のサービスも含め、支払決済に付随するさまざまなサービスを発展させる、新たなプラットフォームともなり得る。

情報技術の発展の下、支払決済サービスにアクセスするチャネル・媒体も広がりを見せている（例：インターネット、パソコン・スマートフォン）。また、支払決済に伴うさまざまな情報（商流情報等）を、事務の STP 化やビッグデータ分析等を通じて活用できる余地も広がっている。さらに、「受取側のインセンティブを一段と活用していく」といった、決済インフラの制度設計に関わる新たなフロンティアも拓けている。これらは、支払決済サービスの高度化につながる動きといえる。

【BOX】24/7 即時振込を用いた支払サービスの高度化

不正資金の撲滅を目的に、高額紙幣の即時廃止と新紙幣の導入を実施したインドでは、2016 年末、旧紙幣の交換期限を迎えるに当たり、インドの 24/7 即時振込システム（IMPS）の付加価値サービス“UPI（Unified Payments Interface）¹⁵”の開始を発表した。UPI は、携帯電話番号宛て送金や支払リクエストを組み合わせた、24/7 即時振込に関するハイブリッドな付加価値サービスで、銀行のインターネット・バンキングに連動したスマートフォン・アプリを使い、24/7 即時振込による個人間（P2P）や個人対企業（P2B）の支払いを可能とする。

例えば、店頭で UPI を利用した支払を行う場合は、スマートフォンやタブレットにダウンロードした UPI のアプリを使い、口座情報などの決済に必要な情報を QR コード化する。販売店側が顧客の QR コードを読み取って支払要求電文を送ったり、顧客が販売店側の QR コードを読み取り、顧客が承認することで、即時に支払人の銀行口座から販売店側の銀行口座に購入代金が入金される。

高額紙幣の廃止を受けて一般市民の手持ち現金が手薄となっている事態を好機として、政府の後押しも受け、今後、UPI がインド国内で爆発的に普及する可能性もある。特に UPI による個人対企業（P2B）の店頭支払いは、販売店、顧客ともにスマートフォンなどのモバイル端末さえあれば決済が可能であることから、零細店舗や露店などでも導入し易いことが利点とされている。

また、こうしたサービスは、インド以外にもスウェーデンや英国でも導入されている。キャッシュレス化が進んでいるスウェーデンでは、“Swish”と呼ばれる同様のサービスを国民の半数以上が利用しており、様々な支払場面において、現金の代わりに利用されている。また、英国では、2017 年中に本格稼働する予定の“Pay by Bank app”が類似のサービスを提供する予定となっている。



（出所）NITI Aayog (National Institution for Transforming India), Government of India

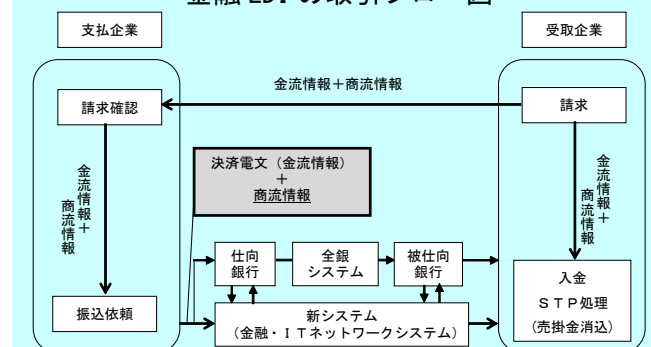
また、これらの取り組みを通じて、24/7 即時振込サービスの利便性向上や高度化が図られていくことは、24/7 即時振込の利用拡大にも寄与するものといえる。このような利用拡大は、それ自体、支払決済インフラのネットワーク効果を通じた、さらなる経済厚生の向上にもつながるものと考えられる。

日本の状況を見ると、2018 年後半には、全銀システムの稼働時間拡大によって 24/7 即時振込が導入される予定となっている。加えて、日本においても長年の課題であった金融 EDI についても、全国銀行協会および全国銀行資金決済ネットワークにより、企業間送金（B2B）電文を XML 電文に移行させることで送金電文への商流情報の添付を可能とする、金融 EDI 実現のためのプラットフォームの構築が決定されている（図表 8）。

このように、日本においても 24/7 即時振込や金融 EDI 導入に向けた取り組みが本格化している中、

本稿でみてきたような海外主要国の 24/7 即時振込に関する取り組み（受取側のインセンティブ活用、金融 EDI、携帯電話番号宛て送金等）は、支払決済サービスの今後を考える上でも、参考になる点が多いように思われる。

【図表 8】本邦で検討されている金融 EDI の取引フロー図



支払決済サービスの高度化や利便性の向上を図っていく上では、金融機関や IT 企業、FinTech 企業など一段と裾野が拡大しているサービス提

供者や、さらにはユーザー（企業・個人）、公的当局など、幅広い主体による建設的かつインタラクティブな対話と協力が不可欠となる。日本銀行としても、支払決済サービスの安全性を確保しつつ、その効率性・利便性を向上させていく関係者の取り組みを、中央銀行としてしっかりと支援していく考えである。

¹ 国際決済銀行（BIS）決済・市場インフラ委員会（Committee on Payments and Market Infrastructures）。

² 従って、これらの付加価値サービスを我が国に当てはめた場合、全銀モアタイム（夜間・休日の振込）だけを対象とするものではなく、現在のコアタイム（平日日中）も含めた、24/7 即時振込全体に関するサービスとの位置付けとなる。

³ 詳細は、Payments Strategy Forum, “A Payments Strategy for the 21st Century —Putting the needs of users first,” 29 November 2016.

⁴ 本稿では、決済電文に商流情報（企業間取引に関する受発注・請求データ等の商取引情報）を添付または紐付け、振込依頼→決済・入金→消込までを自動化することを「金融EDI」と呼ぶ。金融EDIについては国によって実現に向けたアプローチや呼称が異なる。米国では“end-to-end straight through processing (end-to-end STP)”、英国では“enhanced data”、ユーロ圏では“Electronic Invoice/Bill Presentment & Payment (EIPP/EBPP)”と呼称。

⁵ 企業間決済の電子化や金融EDIを推進するための協議体。全米の企業、業界団体、金融機関、ソフトウェアベンダー、決済サービス提供主体、標準化団体など約550先が参加。ミネアポリス連銀が事務局機能を提供。2016年10月にRemittance Coalitionから組織名を変更。

⁶ 米国の金融EDI（電子請求書）の現状については、Federal Reserve Bank of Minneapolis, “U.S. Adoption of Electronic Invoicing: Challenges and Opportunities,” 30 June 2016.を参照。

⁷ 詳細は、Steve Ledford and Michael J. Thomas, “Request for payment: Building block for payments transformation,” Journal of Payments Strategy & Systems, Vol.10, No.3 2016, pp.238-244, 29 July 2016.参照。

⁸ Payments Strategy Forumは、顧客の目線に立った決済戦略を設定する主体として、2015年10月に英国の決済システム規制当局（Payment Systems Regulator : PSR）が設立。メンバーは決済サービスの需要側・供給側の双方から公募により選定され、消費者団体、企業、FinTech企業、銀行等が参加。

⁹ BACS、CHAPS、C&CCC、LINK、カードネットワーク。

¹⁰ 企業間（B2B）に限らず、個人や政府がかかわる支払も対象としている。

¹¹ 詳細は、前出脚注3参照。なお、こうしたスキームは、現在の全銀システムにおいても実現可能であるが、標準化・ネットワーク効果の問題もあるため、利用は広がっていない。英国では、上位の少数金融機関による顧客占有率が高い（このため、ネットワーク効果が働きやすい）ことも、こうしたスキームが選好される背景にあるかもしれない。

¹² ERPB（Euro Retail Payments Board）は、ユーロ建てのリテール決済について、統合された革新的かつ競争的な市場を創設することを目的とし、2013年12月に設置された。メンバーは、リテール決済の需要側（消費者、小売業者、インターネット小売業者、大企業、中小企業、各国行政機関）・供給側（決済機関、銀行業界、電子マネー機関）の各団体代表およびECB（議長）によって構成される。

¹³ SCT Instの清算部分に関しては、EBA Clearing（Euro1やSTEP2などの汎欧州決済システムの運営主体。欧州で活動する52の大手金融機関が所有）等が新インフラ構築にコミットしている。また、ECBは、SCT Instの銀行間決済を担うため、自身が運営する大口RTGSシステム（TARGET2）において新たに24/7稼働のRTGSサービス（TIPS）を構築することを検討している（最

終判断は2017年6月に行う予定）。

¹⁴ Euro Retail Payments Board, “Statement following the sixth meeting of the Euro Retail Payments Board held on 28 November,” 28 November 2016.

¹⁵ モディ首相による関連の講演では、UPIの支払いアプリ「Bhim」に言及。UPI自体は2016年4月からサービスを開始しており、Bhimは、数あるUPIのスマートフォン用支払アプリのうちの一つ。

日銀レビュー・シリーズは、最近の金融経済の話題を、金融経済に関心を有する幅広い読者層を対象として、平易かつ簡潔に解説するために、日本銀行が編集・発行しているものです。ただし、レポートで示された意見は執筆者に属し、必ずしも日本銀行の見解を示すものではありません。

内容に関するご質問等に関しましては、日本銀行決済機構局決済システム課（代表03-3279-1111 内線2951）までお知らせ下さい。なお、日銀レビュー・シリーズおよび日本銀行ワーキングペーパー・シリーズは、<http://www.boj.or.jp>で入手できます。